

# 資 料 編

|   |                                  |    |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 地方分権改革推進委員会の活動状況                 | 1  |
| 2 | 地方分権改革推進委員会委員                    | 4  |
| 3 | 地方分権改革推進委員会専門委員                  | 5  |
| 4 | 経済財政改革の基本方針2007（抄）               | 6  |
| 5 | 日本経済の進路と戦略（抄）                    | 8  |
| 6 | 平成20年度の経済見通しと経済財政運営の<br>基本的態度（抄） | 8  |
| 7 | 地方分権改革推進本部の設置について                | 9  |
| 8 | 地方分権改革推進委員会関係法令                  | 11 |

## 地方分権改革推進委員会の活動状況

### ○委員会

| 回      | 月日      | 主 な 議 題                                                                                 |
|--------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回  | 19/4/ 2 | 委員長互選、内閣総理大臣あいさつ、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ、委員長あいさつ、運営規則の決定等                                 |
| 第 2 回  | 4/17    | 委員からの意見発表（猪瀬委員、増田委員長代理、横尾委員）                                                            |
| 第 3 回  | 4/24    | 西尾勝氏（元地方分権推進委員会委員）との意見交換<br>水口弘一氏（元地方分権改革推進会議議長代理）との意見交換                                |
| 第 4 回  | 4/26    | 委員からの意見発表（小早川委員、井伊委員、露木委員）                                                              |
| 第 5 回  | 5/15    | 自由討議（論点整理案について）                                                                         |
| 第 6 回  | 5/24    | 「基本的な考え方」の素案についての討議                                                                     |
| 第 7 回  | 5/30    | 「基本的な考え方」についての討議、決定                                                                     |
| 第 8 回  | 6/ 5    | 地方六団体との意見交換<br>委員による自由討議                                                                |
| 第 9 回  | 6/15    | 夕張市に関する審議                                                                               |
| 第 10 回 | 6/27    | 総務省ヒアリング（行政関係）                                                                          |
| 第 11 回 | 7/ 5    | 総務省・財務省ヒアリング（税財政関係）                                                                     |
| 第 12 回 | 7/12    | 厚生労働省ヒアリング（介護保険制度関係、生活保護制度関係、医療制度及び医療保険制度関係）                                            |
| 第 13 回 | 7/19    | 国土交通省ヒアリング（都市計画関係、道路関係、河川関係）<br>農林水産省ヒアリング（農地、農業振興地域関係）                                 |
| 第 14 回 | 7/31    | 厚生労働省・文部科学省ヒアリング（児童福祉制度（保育関係）と幼児教育等関係、教職員の人事権等関係）<br>法制問題の検討状況について（小早川委員）               |
| 第 15 回 | 8/29    | 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ<br>全国知事会地方分権推進特別委員会分野別プロジェクトチーム担当知事との意見交換（環境分野、まちづくり分野、災害その他分野）   |
| 第 16 回 | 9/ 4    | 内閣府副大臣あいさつ、内閣府大臣政務官あいさつ<br>全国知事会地方分権推進特別委員会委員長及び分野別プロジェクトチーム担当知事等との意見交換（産業分野、教育分野、福祉分野） |
| 第 17 回 | 9/13    | 全国市長会との意見交換<br>全国町村会との意見交換                                                              |
| 第 18 回 | 9/18    | 片山善博氏（慶應義塾大学大学院教授）との意見交換<br>環境省ヒアリング（環境関係）                                              |
| 第 19 回 | 9/20    | 経済産業省ヒアリング（産業関係）<br>内閣府（防災担当）・総務省消防庁ヒアリング（防災関係）                                         |

|         |         |                                                                                     |
|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 0 回 | 9/27    | 厚生労働省ヒアリング（労働関係）<br>国土交通省ヒアリング（交通・観光関係）                                             |
| 第 2 1 回 | 10/ 3   | 厚生労働省・文部科学省ヒアリング（児童福祉（保育）・幼児教育等、教育）<br>くらしづくり関係の論点整理について（井伊委員）                      |
| 第 2 2 回 | 10/10   | 国土交通省ヒアリング（道路関係、河川関係）<br>まちづくり関係の論点整理について（猪瀬委員）                                     |
| 第 2 3 回 | 10/15   | 石原慎太郎東京都知事との意見交換<br>国土交通省ヒアリング（都市計画関係、公営住宅関係）<br>農林水産省ヒアリング（農地、農業振興地域制度、その他農業分野関係）  |
| 第 2 4 回 | 10/23   | 厚生労働省ヒアリング（社会保障分野）                                                                  |
| 第 2 5 回 | 10/31   | 総務省・財務省ヒアリング（税財政関係）<br>法制問題の検討状況について（小早川委員）                                         |
| 第 2 6 回 | 11/ 2   | 全国知事会長との意見交換<br>地域集落対策についてのヒアリング<br>内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ<br>「中間的な取りまとめ」に向けた討議（構成案） |
| 第 2 7 回 | 11/ 8   | 「中間的な取りまとめ」に向けた討議（素案）                                                               |
| 第 2 8 回 | 11/13   | 「中間的な取りまとめ」に向けた討議（原案）                                                               |
| 第 2 9 回 | 11/16   | 「中間的な取りまとめ」に向けた討議（決定）                                                               |
| 第 3 0 回 | 11/28   | 総務省ヒアリング（国庫補助負担金）<br>都道府県から市町村への権限移譲に関する意見交換                                        |
| 第 3 1 回 | 12/ 5   | 経済同友会・日本商工会議所との意見交換                                                                 |
| 第 3 2 回 | 20/1/23 | 政府部内改革担当部局の地方分権に関する取組についてのヒアリング<br>（独立行政法人改革、公共サービス改革（市場化テスト）、規制改革）                 |
| 第 3 3 回 | 1/30    | 経済産業省ヒアリング（経済産業局）                                                                   |
| 第 3 4 回 | 2/ 6    | 国土交通省ヒアリング（地方整備局（砂防、都市公園、港湾、建設業・不動産関係））<br>法務省ヒアリング（法務局及び地方法務局）                     |
| 第 3 5 回 | 2/20    | 農林水産省ヒアリング（国の出先機関関係（地方農政局、森林管理局、漁業調整事務所）、森林・林業対策関係）                                 |
| 第 3 6 回 | 2/28    | 国土交通省ヒアリング（北海道開発局）<br>厚生労働省ヒアリング（地方厚生局）<br>国の出先機関の見直しに係る提言（全国知事会等）                  |
| 第 3 7 回 | 3/ 5    | 国土交通省ヒアリング（地方運輸局）                                                                   |
| 第 3 8 回 | 3/18    | 日本経済団体連合会・全国知事会との意見交換                                                               |
| 第 3 9 回 | 3/27    | 総務省ヒアリング（総合通信局）<br>厚生労働省ヒアリング（中央労働委員会地方事務所）<br>内閣府ヒアリング（沖縄総合事務局）                    |

|      |      |                                                               |
|------|------|---------------------------------------------------------------|
| 第４０回 | ４／２  | 厚生労働省ヒアリング（都道府県労働局）<br>環境省ヒアリング（地方環境事務所）<br>国土交通省ヒアリング（地方航空局） |
| 第４１回 | ４／８  | 国土交通省ヒアリング（地方整備局（道路・河川関係））                                    |
| 第４２回 | ４／１７ | 文部科学省・厚生労働省との公開討議                                             |
| 第４３回 | ４／２３ | 農林水産省との公開討議<br>都道府県から市町村への権限移譲について                            |
| 第４４回 | ４／２５ | 環境省との公開討議<br>文部科学省との公開討議                                      |
| 第４５回 | ５／１  | 国土交通省との公開討議<br>消費者行政一元化の検討状況について                              |
| 第４６回 | ５／９  | 厚生労働省との公開討議<br>第１次勧告の素案について                                   |
| 第４７回 | ５／１５ | 第１次勧告に向けた討議                                                   |
| 第４８回 | ５／２２ | 国土交通省からの報告（道路・河川関係）<br>第１次勧告に向けた討議                            |
| 第４９回 | ５／２８ | 第１次勧告に向けた討議（決定）                                               |

## ○地方分権懇談会等

| 月日      | 会 議 名 等                 |
|---------|-------------------------|
| 19/6/ 7 | 地方分権懇談会 in 南幌           |
| 6/11    | 地方分権懇談会 in 名古屋          |
| 6/21    | 地方分権懇談会 in 長岡           |
| 7/ 3    | 地方分権懇談会 in 久留米          |
| 7/ 4    | 地方分権懇談会 in 広島           |
| 7/24    | 地方分権懇談会 in 松山           |
| 7/25    | 地方分権懇談会 in 池田、全国知事会との懇談 |

## ○シンポジウム等

| 月日      | 会 議 名 等                 |
|---------|-------------------------|
| 20/2/11 | 地方分権セミナー@エルムの杜          |
| 4/22    | どないすんねん!?－地方分権シンポジウム@関西 |

## 地方分権改革推進委員会委員

(敬称略)

委員長 丹羽 宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役会長

委員長代理 西 尾 勝 財団法人東京市政調査会理事長

委員 井 伊 雅 子 一橋大学国際・公共政策大学院教授

猪 瀬 直 樹 作家・東京都副知事

小早川 光 郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

露 木 順 一 神奈川県開成町長

横 尾 俊 彦 佐賀県多久市長

(注1) 委員の発令は平成19年4月1日である。ただし、西尾委員の発令は19年11月26日(同委員の委員長代理への指名は20年4月8日)である。

(注2) 増田寛也委員は、平成19年8月31日付けで委員を辞職した。

## 地方分権改革推進委員会専門委員

(敬称略)

齋 藤 弘 山形県知事

松 田 隆 利 社団法人行政情報システム研究所理事長

(注) 専門委員の発令は平成20年1月30日である。

## 経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）（抄）

### **2. 税制改革の基本哲学**

21 世紀の我が国にふさわしい税制を構築するため、所得税、消費税、法人税など税制全般について、「納税者の立場に立つ」「経済社会の変化に対応する」「省庁の縦割りを超え、受益と負担の両面から総合的に検討する」という 3 つの視点で点検し、税体系の抜本的改革を実現する。

平成 19 年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 19 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針 2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

#### **【実現すべき 6 つの柱】**

##### **（５）真の地方分権の確立**

- ・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。
- ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

### **8. 地方分権改革**

戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるといふ、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。あわせて、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する。

#### **【改革のポイント】**

1. 「新分権一括法案」（仮称。以下同じ。）を 3 年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担等について検討を進める。
2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。

3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。
4. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

#### 【具体的手段】

##### (1) 「新分権一括法案」の提出

「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等について検討を進め、平成19年秋に中間的な取りまとめを行うとともに、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行う。

##### (2) 地方税財政改革の推進

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの**一体的な改革**に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、**地方間の税源の偏在を是正する方策**について検討し、その格差の縮小を目指す。

地方公共団体が自ら税を徴収し、住民が負担との見合いで行政サービスを選択することができるようにするため、「住民の選択が機能し、地方公共団体の努力がいきる税財政にする」、「地方分権の時代にふさわしい国税・地方税の設計にする」、「国から地方への財源配分は、予見性・安定性・透明性を重視する」ことが重要であり、このため、「地方分権改革推進委員会」は、「基本的な考え方」に基づき、**地方税財政改革**を検討する。

また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

##### (3) 地方支分部局の抜本改革

地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った**地方への移譲と合理化**を「地方分権改革推進委員会」において検討する。

##### (4) 道州制実現のための検討の加速

「道州制ビジョン」の策定に向け、「道州制ビジョン懇談会」において、平成19年度中に道州制の理念や大枠等について論点を整理した**中間報告**を取りまとめる。

**日本経済の進路と戦略　－開かれた国、全員参加の成長、環境との共生－**  
(平成 20 年 1 月 18 日閣議決定) (抄)

**第 3 章　地方の自立と再生に向けて**

**(2) 地方分権と地方行財政改革**

地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層の権限移譲を行うとともに、財政面からも地方が自立できるよう、地方税財政の改革に取り組む。

「地方分権改革推進委員会」においては、「基本的な考え方」及び「中間的な取りまとめ」に基づき、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付け及び国の関与の見直しや、地方の税財政基盤の確立に加え、地方支分部局の抜本改革に向けて「地方分権改革推進法」に沿った地方への移譲と合理化を検討し、来春以降順次勧告を行う。

この勧告を踏まえ、「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を 2009 年度（平成 21 年度）中できるだけ速やかに国会に提出する。内閣に置かれた地方分権改革推進本部を中心に、政府として一体となって地方分権改革に強力に取り組む。

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。

国の取組と歩調を合わせて、地方においても、歳出改革に取り組む。

地方の自立を目指し、地方分権を着実に実施するとともに「道州制ビジョン」を策定するなど、道州制の導入に向けた検討を行っていく。

**平成 20 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度**

(平成 20 年 1 月 18 日閣議決定) (抄)

**2. 平成 20 年度の経済財政運営の基本的態度**

**(2) 地方の自立と再生に向けて**

**(地方分権改革)**

地方が自ら考え、実行できる体制の実現のため、地方分権改革に強力に取り組む。

「地方分権改革推進委員会」においては、国と地方の役割分担、地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けや国の関与の見直し、地方の税財政基盤の確立に加え、地方支分部局の抜本改革に向けて地方への移譲と合理化を検討する。国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。「地方分権改革推進法」に基づき、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

## 地方分権改革推進本部の設置について

平成 19 年 5 月 29 日

閣 議 決 定

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長           内閣総理大臣

副本部長       内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

本部員           他のすべての国務大臣

（注）本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。

3. 本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員による審議の場を設けることができる。

4. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

5. 本部の庶務は、内閣府の助け及び関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

6. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

### 【開催実績】

① 第1回本部〔平成19年6月11日（月）〕

丹羽委員長から委員会の「基本的な考え方」（5月30日）を説明。

委員会の活動を政府として積極的に支援していくことを確認。

② 第2回本部〔平成19年11月30日（金）〕

丹羽委員長から委員会の「中間的な取りまとめ」（11月16日）を説明。以下の3点を確認。

- ・ 「中間的な取りまとめ」を最大限尊重し、各府省が委員会の求めに誠実に対応していくこと。
- ・ 地方分権改革の推進を政府が一体となり、スピード感を持って取り組んでいくこと。
- ・ 委員会の活動を政府として積極的に支援していくこと。

③ 第3回本部〔平成20年4月15日（火）〕（別紙参照）

### 第3回地方分権改革推進本部（平成20年4月15日）概要

標記本部会合は、地方分権改革推進委員会の第1次勧告に向けて、同委員会の「中間的な取りまとめ」に対する3月末時点の各府省の検討結果が示されたことを受け、政府として地方分権改革の推進のための手順の確認等を行うために開催された。

- 地方分権改革の推進のため、以下の手順が確認された。
  - ① 5月末から6月初に予定される委員会からの第1次勧告を受け、6月中旬には本部を開催し、勧告に関する政府としての対処方針を決定する。
  - ② 政府で取りまとめた方針の内容を「骨太方針2008」に盛り込んでいく。
- 総理御発言の要点は、次のとおり。
  - ① 丹羽委員長から報告のあった現時点での各府省の検討状況や対応は、地方分権改革を推進する上で不十分と言わざるを得ない。
  - ② 委員会の勧告が国民の期待に応えられるものとなり、改革の実を上げられるよう、二人の副本部長を中心に関係閣僚間で個別の意見交換を行うなど、本部の取組を強化する。
  - ③ 各閣僚は、委員会の考え方を十分に踏まえて、政治家としての判断を行い、内閣の最重要課題である地方分権改革の推進に向けてしっかり取り組んでほしい。
- 閣僚間の意見交換は、増田内閣府特命担当大臣（地方分権改革）が関係閣僚と個別に行い、官房長官も適時・適切にこれをバックアップすることとされた。

#### 第3回地方分権改革推進本部における福田総理発言（要旨）

本日、丹羽委員長から各府省の検討状況について報告して頂いたが、現時点での各府省の対応は、地方分権改革を推進する観点から、また国民の目線からみて、不十分と言わざるを得ない。

私の内閣の使命は、国民の活力を引き出し、活力ある国民が活躍する舞台を用意することである。行政は常に国民の立場に立って、国民が何を求めているのかということを、念頭に置かなければならない。その意味でも、地方が自ら考え、実行できる体制を整備するため、これまでの国と地方の役割分担のあり方を見直し、事務や権限の地方への移譲を推進することは、極めて重要である。

委員会の勧告が国民の期待に応えられるものとなり、改革の実を上げられるよう、二人の副本部長を中心に関係閣僚間での意見交換を精力的に行うなど、本部の取組みを強化する。

各閣僚におかれては、委員会の考え方を十分に踏まえて、政治家としての判断で事務方に明確に方向性を示し、内閣の最重要課題である地方分権改革の推進に向けて、しっかりと取り組んでほしい。

# 地方分権改革推進委員会関係法令

## ○ 地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することの緊要性にかんがみ、旧地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革（この法律の規定に基づいて行われる地方分権に関する改革をいう。以下同じ。）の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （地方分権改革の推進に関する基本理念）

第二条 地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条に定める地方分権改革の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

#### （国と地方公共団体との連絡等）

第四条 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

### 第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針

#### （地方分権改革の推進に関する国の施策）

第五条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野

において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

（財政上の措置の在り方の検討）

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

（地方公共団体の行政体制の整備及び確立）

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

- 2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

### 第三章 地方分権改革推進計画

第八条 政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、地方分権改革推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

### 第四章 地方分権改革推進委員会

（設置）

第九条 内閣府に、地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に規定する地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

る。

(組織)

第十一条 委員会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命)

第十二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第十三条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十四条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十二条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

### （特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 地方分権改革推進委員会委員

### （内閣府設置法の一部改正）

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項を次のように改める。

- 3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期 間                                                            | 事 務                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間 | 同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。                                                                   |
| 地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）がその効力を有する間                              | 一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。<br>二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 |

附則第四条に次の一項を加える。

- 2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

### （この法律の失効）

第四条 この法律は、附則第一条の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

○ 地方分権改革推進委員会令（平成十九年政令第百二号）

（専門委員）

第一条 地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局長）

第三条 事務局長は、非常勤とする。

（事務局次長）

第四条 委員会の事務局に、事務局次長三人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（参事官）

第五条 委員会の事務局に、参事官三人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（雑則）

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、地方分権改革推進法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。